

さいたま市告示第497号

さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月18日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月18日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

施設使用料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所市民局市民生活部コミュニティ推進課コミュニティ施設係
- (2) 電話 048（829）1067